

入居における 差別をなくす取り組みに ご協力をお願いします

伊賀市では2024(令和6)年度に、伊賀市内の宅建事業者や不動産事業者のみなさまを対象とした「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施しました。前回(2017年度)と同じく、依然として外国人、障がい者、高齢者などであることを理由とする入居拒否の実態があります(裏面を参照してください)。

お客様が外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭などであることを理由に入居を拒否することは、明らかに予断と偏見に基づく差別です。

過去のトラブルや、他人から聞いたということだけで、入居を断るのは誤りです。入居差別をなくす取組に、どうぞご協力をお願いいたします。

家主のみなさまのなかには「営業の自由」と主張される方がおられるかもしれませんが、「営業の自由」は無制限ではなく、「公共の福祉に反しない」ことが条件であり、合理的理由のない入居拒否は許されるものではありません。

これまでにも入居をめぐるトラブルになり、損害賠償請求訴訟になった例があり、家主側が敗訴しています。

2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。この法律では、「不当な差別的扱い」を禁止しており、入居差別も含まれます。

このチラシに関するお問い合わせ

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 建設部都市計画課開発指導室

人権生活環境部人権政策課

0595-22-9733 Fax:0595-22-9734

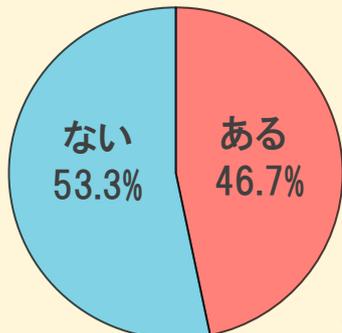
kaihatsu@city.iga.lg.jp

0595-22-9683 Fax:0595-22-9641

jinken-danjo@city.iga.lg.jp

1 外国人の入居拒否は46.7%

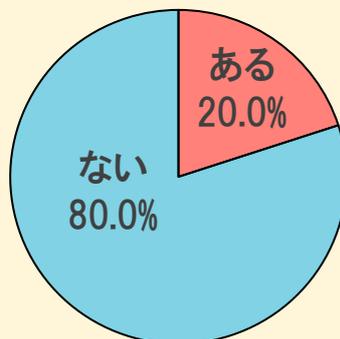
家主から外国人の方の入居を断るよう
に言われた経験について「ある」と回答し
た業者が46.7%になっています。



前回（2017年度）調査
ある 78.6%

2 障がい者の方の入居拒否は20.0%

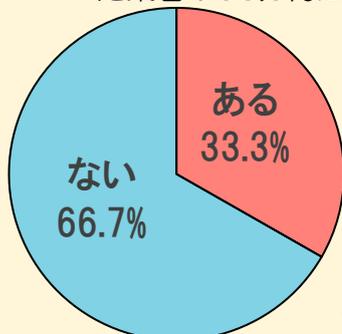
家主から障がい者の方の入居を断るよう
に言われた経験について「ある」と回答
した業者が20.0%になっています。



前回（2017年度）調査
ある 21.4%

3 高齢者の方の入居拒否は33.3%

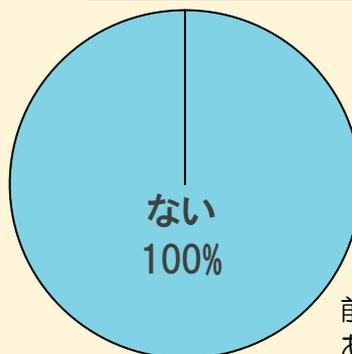
家主から高齢者の方の入居を断るよう
に言われた経験について「ある」と回答し
た業者が33.3%になっています。



前回（2017年度）調査
ある 30.8%

4 母子・父子家庭の方の入居拒否は0%

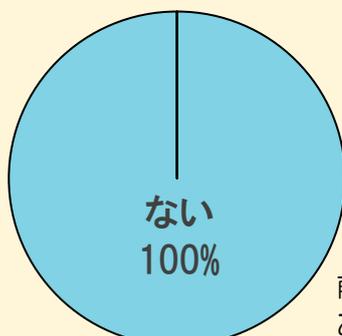
家主から母子・父子家庭の方の入居を断る
よう言われた経験について「ない」と回
答した業者が100%になっています。しか
し、2022年に三重県が実施した実態調査
(県内全体)では、入居を断るよう言われ
た経験が3.0%になっています。



前回（2017年度）調査
ある 15.4%

5 性的マイノリティ(同性愛者や両性愛者、トランスジェンダー等)の方の入居拒否は0%

家主から性的マイノリティの方の入居を断
るよう言われた経験について「ない」と
回答した業者が100%になっています。し
かし、2022年に三重県が実施した実態調
査(県内全体)では、入居を断るよう言わ
れた経験が1.8%になっています。



前回（2017年度）調査
ある 15.4%



前回（2017年度）調査より、特に外国人の
方の入居拒否が減少しています。

これは、家主さまや宅建事業者さま、不動産
事業者さま等の日頃の啓発の成果と受け止めて
おりますので、引き続き、人権啓発へのご理解
とご協力をお願い申し上げます。